



## 死亡牛の速やかな処理について

これからの暑い時期は、特に死亡牛の腐敗が早く進みます。  
保冷施設への死体搬入が遅れると、牛舎内の衛生環境が悪化するだけでなく、BSE検査・化製処理に支障をきたしますので、速やかに輸送業者に連絡しましょう。

### 48か月齢以上の牛が死亡したら

- 1 家畜保健衛生所への届出（電話または「死亡牛届出書」の提出）  
「BSE対策特別措置法」に基づき、所有者または検案した獣医師が届出を行います。
- 2 (独)家畜改良センターへの異動報告  
(TEL: 0248-48-0596)  
牛トレーサビリティ制度による個体識別番号（耳標の10桁番号）の死亡報告を行ってください。
- 3 輸送業者・化製業者へ死体処理の依頼  
(有)青和 TEL: 0176-56-4881)  
BSE検査で陰性確認後、適正に処理を行います。輸送業者には、死亡牛整理票を提出してください。

- ◎家畜の死体は産業廃棄物であり、適正な処理は所有者の義務です  
◎48か月齢未満の牛が死亡した場合も、法令を守って適正な処理が必要です

☆自己所有地であっても死亡した家畜を埋めることや放置することは**法律違反※（不法投棄）**です

※「化製場等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」参照

**上記の他、家畜に異状が見られたら直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください**

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474